琉球大学学術リポジトリ

# 米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係出入域、外国人の法的地位沖縄出入域関係



| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-01-29<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属: |
| --- | --- |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43390 |

北米局長
参事官
北米課長

三中縄船舶乗組員の船員手帳
に□籍欄の有無

42. 5. 16
米 北

本16日の参議院外務沖縄問題等特別委員会において岡田宇司委員より、今回インドネシア官憲に拿捕された三中縄漁船の乗組員は旅券に替り、船員手帳を保持していると思うが、同手帳の上の□籍は如何なっているかとの質問があり、取取えず、中岳北米局参事官より、その点は詳らかにしていない旨答弁された経緯がある。

1、本件に関し、沖縄籍船舶に乗組む船員は琉球政府の船員法（1960. 立法第115号）施行規則第31条により、船員手帳の交付を申請し、受有しなければならない。琉球政府の管海官庁（琉政通商産業局、宮古及び八重山両地方庁）が発給する船員手帳の形式は別添1のとおりであり、本土籍船員の船員手帳（別添2）と比較して異なり「□籍」の欄が無い。（註：別添1の本籍欄には和文のほか例えば 1-1. DEIGO-CHO, NAHA, OKINAWA と管海官庁が書いている由）

以上に関連し、民政府が発給している海外渡航用の身分証明書にも□籍の欄はなく、単に英文で名前のあとに A RESIDENT OF THE RYUKYUS. 和訳文として琉球住民とあるのみである。（別添3及び4参照）

2. 上記船員法は琉球政府立法であるので、その施行規則を改正し、沖縄船員手帳に国籍を記入しうるようする。この種内容については、当然、琉球政府と調整を要するものである。これは、琉球政府の取扱に属するとも考えられるが、これを外交ルートを通じて申入れるべきは琉球政府と直接内閣指導のべきかは検討を要する。

沖縄漁船等の緊急入域に伴う経費の支払いにつきあっせん

41.2　沖縄水産高校実習船 海邦丸（ジャカルタ）

41.7　沖縄漁船 第一伸永丸
41.9　〃　第一ヤレマ丸
41.10　〃　第三一南栄丸
41.11　〃　第一明里丸
（フィリピン）

ミンダナオ近海出漁沖縄漁船心の緊急入港対策として船用金を各漁船に携行させることについてあっせん

42.3　（フィリピン）

米国で死亡した沖縄人比嘉成俊の死亡・葬儀等状況につき調査

41.8　（ロスアンゼルス）



沖縄船員法施行規則第32条第1項には、船員手帳申請は氏名、本籍（沖縄住民以外の者にあっては国籍とする）、生年月日を証する証明書を添付して申請する旨規定してあり、同第34条に、船員手帳に記載した事項中第32条第1項各号に掲げるものに誤りがあったときは……と記してある。

以上よりして、沖縄船員手帳には国籍欄はないが、沖縄住民以外の者の船員手帳には、本籍欄に国籍が記載されるものと思われる。

（参考：日本船員法では、船員手帳に国籍欄が設けられており、又船員法施行規則には、上記沖縄船員法施行規則第32条・第34条に対応する簡条項があり、更に施行規則付属の第12号船員手帳交付申請書書式には、日本の記載心得として、外国人にあっては本籍に代えその国籍を記載する、と記されている。）

# 沖縄住民が日本国籍を有する根拠

昭和四二、五、八
外務省

一、一九五二年二月二十九日米国民政府布令第六八号として発せられ、一九五七年大統領行政命令によつて確認された琉球政府章典第三条において、「琉球住民とは、琉球戸籍簿にその出生及び氏名の記載をされている自然人をいう。」とするとともに、「日本国以外の外国の国籍を有する者または無国籍の者は、法令の規定による場合のほか、琉球戸籍にこれを記載することができない。」と規定して、日本国籍を有することをもつて、沖縄住民たる要件としている。

二、一九五四年八月十二日付ハワイ地方裁判所判決（United States v. Ushi Shiroma）に引用されている国務省法律顧問の見解（一九五二年五月十四日付）は、

"It is concluded that sovereignty over the Ryukyu and Bonin Islands remains in Japan, and that the inhabitants thereof are Japanese nationals."

と述べている。

三、下院外交委員会極東太平洋小委員会における講和前補償問題審議の際（一九六五年七月二十八日）バーガー国務省極東担当国務次官補代理は、"It is our view that residents of the Ryukyu Islands are nationals of Japan."と述べている。

秘
無期限

北米局長
参事官
北米課長
法規課長

ミコピー2部
(6/2クスミ)

沖縄の船員手帳に国籍を記入する問題について

(42.6.24.
米北)

24日午前 特連局総務課安谷屋事務官より渡辺に対し、標記の件に関する南連よりの電話連絡によれば琉球政府は船員法施行規則改正を行ない、5月26日行政主席の決裁を得た。その内容は船員手帳に、本土のものと同じく本籍欄の下に国籍(nationality)欄を設け、沖縄住民の場合は、そこにJapanと記入することとするものである。なお琉政通産局運輸部長は、施行規則の改正にすぎないのであるからUSCARと協議するのは面倒でもあり協議するまでもなかろうと語った由である旨連絡越した。

GA-6 外務省

JUN26 1705

---

北米局長
参事官
北米課長
法規課長

沖縄籍船舶の船員手帳について

(42.7.7
北米課)

7月7日午後 特連局加藤参事官より沖縄籍船舶乗組員の所持する船員手帳に関し下記のとおりの連絡があった。

記

南方連絡事務所よりの連絡によれば、琉球政府は5月26日琉球船員法施行規則を改正し(7月1日より施行)、船員手帳に口籍欄を設けたところ、6月29日USCAR総務局長は行政主席に対し、このような重要な種類の改正をUSCARに相談なく独断で行なうことは遺憾であり、口籍欄に日本人と書くことは結構だが、その下に(琉球住民~~に居住しているが申えに~~)と書き加えるよう申し入れてきた。この点につき佐藤

(うのことかもわからない)
と説明

GA-6 外務省

JUL 1842

南方連絡事務所次長に相談に来た琉球政府の~~主席~~水産部長は、船舶旗にも日の丸の上に三角旗を掲げることにしたこと、外航船と異なり内航船については口籍欄は空欄とすること、括弧内を書いておけば USCAR に対する便宜供与依頼が便利であること、旅券を別にもたせればよいことを理由として USCAR の申入れさのつもりだと述べた。しかし 特連局は、船員手帳と旅券をもっていくこと自体は制度上問題はないとしても、実際問題として日本人であるという船員手帳をもちながら、さらに旅券を持つことはおかしいところから、括弧内は除外するよう努めるべき旨返答した由である。